

2016 年 5 月 22 日

中西正之

1. 初めに

最近まで、市民運動の中で、「日本の政府機関の原発の安全規制は I A E A の深層防護の第 3 層までは有ったが、第 4 層の安全対策は電力業者任せで規制が無かったし、第 5 層についても安全対策の規制が無かったことが福島第一原発の過酷事故の被害を大きくした。

その事を考慮して、原子力規制委員会は深層防護の第 4 層は新規制基準で制定したが第 5 層は新規制基準には採用されなかった。」との見解が多く語られてきた様に思われた。

日本では、I A E A の深層防護の安全思想があまり理解されていなかったようで、福島の過酷事故の発生後に行われた各種の事故調査委員会においても、深層防護の意味は深くは理解されないままに、事故調査委員会は最終報告書を提出し、2012 年夏頃までに解散されたものが多かったようだ。しかし、「日本原子力学会の学会事故調」は 2014 年 3 月まで調査を続けており、深層防護とは何かをかなり解明し、最終報告書を発行している。

福岡核問題研究会も、2014 年 12 月 4 日の「原子力規制世界最高水準という虚言の批判」で、新規制基準には深層防護の第 4 層が大きく欠落している事を指摘し、ホームページで公開していた。

そして、その後 I A E A の深層防護の第 4 層とは何か、またその第 4 層は、日本の規制基準や電力事業者の再稼働申請書ではどう対応されたのかを詳しく調査・報告し高浜原発 3、4 号機運転差し止め仮処分裁判の参考にもなってきた。

また、深層防護の第 1 層、第 2 層、第 3 層とは何かについても、解明を行い、報告も行ってきた。

しかし、第 5 層についての検討はあまり行ってはいなかった。深層防護の第 5 層とは何かという事と、I A E A の深層防護の第 5 層が日本政府の原子力規制にどう反映されたのか、また原発立地県や原発立地市町村の原子力防災計画にどう反映されたのかに疑問を感じたので、調査を行った。

2. I A E A の深層防護の第 5 層に関する安全基準

2. 1 原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応 No. GS-R-2

I A E A (国際原子力機関) は国際的な原発の推進機関ではあるが、世界中の原発の中で、過酷事故が起これば、多数の住民に巨大な被害が発生すると、原発の稼働は難しく成るので、スリーマイル島原発の過酷事故、チェルノブイリ原発の過酷事故の後、原発の過酷事故による大量の被害を出さないため、5 層の深層防護の設計思想による安全対策を基本としてきた。

しかし、日本では強固に信じられていた原発の安全神話と 5 層の深層防護の設計思想は大きな矛盾なので、原発の安全神話が優先され、政府の規制では深層防護は第 3 層までで良い

とされてきた。しかし、その結果福島原発の過酷事故の発生により、チェルノブイリ原発の過酷事故に続いて、日本でも大惨事が起きてしまった。そして、その反省から、日本でも5層の深層防護の設計思想を取り入れて、原発の再稼働を行うとされたが、実際には第4層、第5層はほとんど取り入れられなかった。第4層については、大きな盲点があり、これが理解できたのはほんの半年前で有った。それから、第4層の事を調べ続けて、かなりな事が分かった。しかし、今まで第5層の事を調べた事が無かったので、ウェブで検索してみると、意外と第5層の事も直ぐには見つからなかった。そこで、IAEAの第5層の説明がある資料の調査を始めた。

原子力規制委員会のホームページにIAEA（国際原子力機関）が発行している「安全基準」の日本語翻訳版が掲載されている。

その中で、緊急時対策と対応は

<https://www.nsr.go.jp/…/databa…/iaea/iaea-ss04emergency.html>

に掲載されており、日本語訳は、「GS-R-2 原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」と「GSG-2 原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準」がある。特に、「GS-R-2 原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」は基本方針を説明する対策書なので、この安全要件から報告する。

この「GS-R-2 原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」の報告書は2002年に『国際連合食糧農業機関(FAO)、国際原子力機関(IAEA)、国際労働機関(ILO)、経済協力開発機構/原子力機関(OECD/NEA)、パンアメリカン保健機関(PAHO)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)、世界保健機関(WHO)』によって共同策定されているので、厳しい基準では無いと思われるが、最低の基準は示されているように思われる。

<https://www.nsr.go.jp/archive/jnes/content/000013196.pdf>

この報告書は「安全要件」を示しており、赤字表紙の物で「安全を確保するために満足しなければならない要求事項を定めている。これらの要求事項は、shall文(ねばならない)で記述されており、安全原則で述べられている目標と原則に律せられている。」とされている安全基準である。全部をよく読んでみると、報告されている内容は、福島第一原発の過酷事故を経験した日本では、当たり前になったと思われる事が詳細に整理されている。この報告書は、8ページに原子力及び放射線関連の脅威を5つの脅威区分に分けて、1に原子力発電所、2に研究用原子炉、3に産業用放射線施設、4に搬送可能な放射線源、5に放射性物質で汚染された生産物と規定して、それぞれの緊急事態についての準備と対応を漏れの無いように規定している。

この中で、10ページに『脅威の評価

3. 15. [準備と対応のための]緊急時取り決めの性質と範囲は、施設又は活動に関連した[脅威の]潜在的な規模と性質に見合うものでなければならない。脅威の評価では、すべての範囲の想定事象を考慮しなければならない。脅威の評価では、原子力又は放射線の緊急事態と、地震のような通常の緊急事態の組み合わせを含む緊急事態を考慮しなければならない。』とある。これも当然の事だが、熊本地震が起きる前までは、川内原発の避難計画において「5 kmから30 kmの範囲のUPZ圏内の住民は過酷事故発生直後には

当面屋内避難をすれば問題ないとされて再稼働がされたように、当たり前の事でも日本では無視されてきた。

本文には、避難計画における被曝量の限度の記述は無い。しかし、添付資料には、いくつかの目安が記載されている。

47ページに、緊急時の緊急対策者の被曝量は「介入を実施する場合、作業者の線量を単一年線量限度の最大値の2倍以下に保つように、あらゆる合理的な努力を払わなければならない。ただし、人命救助活動の場合には、健康に関する確定的影響を避けるため、単一年線量限度の最大値の10倍以下の線量となるように、あらゆる努力を払わなければならない。これに加えて、線量が単一年線量限度の最大値の10倍に近いか、又はそれを超えるような活動を行う作業者は、他人に対する利益が彼ら自身のリスクよりも明らかに優る場合にのみ活動を行わなければならない。単一年線量限度の最大値を超えるかもしれない活動を行う作業者は志願者でなければならず、活動に伴う健康上のリスクについて事前に明確かつ包括的に知らされていなければならない。また、必要とされる活動について実行可能な限り訓練を受けていなければならない。」と説明されており、本人が志願する人以外には、対策者でも大量被曝をさせてはいけないとされている。

一般人の被曝量は、50ページに、「屋内退避の最適化された一般的介入レベルは、2日を超えない期間中の回避線量で10mSvである。当局は、もっと短い期間について、あるいは例えば避難のような次の対策を容易にするために、より低い介入レベルで、屋内退避を勧めることを望むかもしれない。一時的避難のための、最適化された一般的介入レベルは、1週間を超えない期間中の回避線量で50mSvである。当局は、もっと短い期間について、また、例えば小さな住民のグループに対してのように避難が速くかつ容易に実施できる場合には、より低い介入レベルで避難を開始しようと望むかもしれない。」と説明されている。

IAEAの深層防護の第5層は、避難計画にのみに頼って、住民の被曝量を少なくするのではなく、第4層の対策を十分に行ってから、避難計画を事前に十分に用意して置き、万一の場合にも最悪の住民被曝を防止するものようである。

2.2 原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準 No. GSG-2
<https://www.nsr.go.jp/archive/jnes/content/000120491.pdf>

この文書は、「IAEA 原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応 No. GS-R-2」に比べると、内容がかなり具体的になっている。

この文章は『注意 現在の刊行物は、2010年までに蓄積された情報と経験を反映しており、それは基準に対する厳格な審議プロセスにかけられてきた。日本における福島第一原子力発電所の事故は、2011年3月11日の大災害の地震と津波によって引き起こされ、人と環境に対する緊急事態の結果は十分に調査されなければならない。』

それらは既に、日本において、IAEAにおいて、また、これ以外の所で検討されている。原子力安全及び放射線防護並びに緊急時の準備と対応に対して得られる教訓は、IAEA安全基準が将来改定され発行される時に、それに反映されることになる。』

とあるように、この文書の発行は、2011年7月ですが、内容は福島第一原発の過酷事故の前に作成されたもので、福島の過酷事故の経験は反映されていない。

そして、IAEAの深層防護の第5層は原発に過酷事故が起きた時の、住民の避難計画だけではなくて、原発内で働く作業員や、消防、警察などの救援者の被曝防止や、また過酷事故により食物が放射能汚染した場合の処置や、被爆した人への医療処置についても詳細に検討されているようである。

原子力又は放射線の被曝による人体への影響は全く専門外なので、専門的な知識は無いが、原発の事故から住民や作業員の被曝の影響を少なくするための5層の深層防護の全体を見渡すためには、第5層の内容の理解をできるだけ行う事も重要と思われる。

「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準」の内容は、「運用上の介入レベル(OIL)」と「緊急時活動レベル(EAL)」に大きく整理されているようである。IAEAの「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準」の規制値はかなり規制が緩いように思われるし、日本の規制値もIAEAの規制値とは必ずしも同じではないようだが、規制方法の骨組みはIAEAの「運用上の介入レベル(OIL)」と「緊急時活動レベル(EAL)」がベースに成っているようだ。

やはり、No. GSG-2の内容を良く調べて、日本の規制委員会の基準書や政府の原子力災害対策特別措置法などを調べると良いと思われる。

3. 国内の第5層対策文章は原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」と思われる

IAEAの深層防護の第5層の基本書は「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応 No. GS-R-2」と「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準 No. GSG-2」と思われる。

それらに対応する日本の基準文章は、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」と思われる。

<https://www.nsr.go.jp/data/000024441.pdf>

この原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」は元原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」は福島第一原発の過酷事故を経験して、実情に合わない部分が発生したので、IAEAの第5層の安全基準を参考にして、改定したもののようである。

現在、鹿児島県や佐賀県で制定されている「地域防災計画、原子力災害対策」などは、この「原子力災害対策指針」を基にして、作成され、実行されるものだから、IAEAの深層防護の第5層の制定と実行は、鹿児島県や佐賀県に責任があると思われる。

IAEAの深層防護の第5層関係の安全対策書と原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」を読み比べると、「原子力災害対策指針」はかなり内容が矮小化されている。

4. IAEAの第5層の安全基準を実行する責任組織

福島第一原発の過酷事故の発生時には、東京電力の本社が東京にあり、政府の所在地と近かったため、政府が直接原子力防災対策に乗り出したと思われ、福島県の原子力防災対策は

少なかったと思われるが、佐賀県の場合、九州電力本店は福岡市にあり、玄海原発の所在地は玄海町で、PAZ圏は玄海町と唐津市なので、実際の原子力の防災対策の指揮ができるのは、佐賀県庁と思われ、佐賀県庁の責任は重いと思われる。

原子力規制委員会はIAEAの第5層の安全基準については、「原子力災害対策指針」を策定しているが、防災計画の良否の審査を行うような体制にはしていない。

また、「原子力規制委員会防災業務計画」を策定しているが、この内容は、原子力規制委員会は防災計画の策定や、実行の補助の作業を行うという内容である。

<https://www.nsr.go.jp/data/000024444.pdf>

原子力防災計画の責任体制は「原子力災害対策特別措置法」で定められている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0156.html>

この中で、住民の避難計画の策定と実行は、県庁及び市町村の責任であると定めている。

「原子力災害対策特別措置法」

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての「災害対策基本法第四条第一項」及び「第五条第一項」の責務を遂行しなければならない。

災害対策基本法「第四条第一項」

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

災害対策基本法「第五条第一項」

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区糞内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければ

ならない。

5. 佐賀県で制定されている「地域防災計画、原子力災害対策」は深層防護第5層の実行
佐賀県は「地域防災計画、原子力災害対策」を作成している。

<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0202/0140/2016331181119.pdf>

この「地域防災計画、原子力災害対策」は原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を玄海原発の立地する佐賀県が行う原子力災害対策として文章化されたものと思われる。佐賀県の「地域防災計画、原子力災害対策」をよく読んでみると、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を書き写しているが、佐賀県の担当者がどこまで原子力防災対策を理解しているのかは疑問がある。

伊藤鹿児島県知事が2014年11月7日の記者会見で、川内原発の審査書で、川内原発の再稼働では福島原発のセシウム137の放散量1万テラベクレルの1786分の1の5.6テラベクレル以下の放散量になるのは100万年に1回なので、避難計画は再稼働の為には重要ではないと、表明した。そして、この時から急に、原子力規制委員会が、再稼働時の原発の事故時のセシウム137の放散量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度は、100万年に1回程度を目標にするとしたことが、あたかも避難計画の基本のような新しい安全神話が日本中を駆け巡ったと思われる。

しかし、IAEAの「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応 No. GS-R-2」や「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準 No. GSG-2」の基準には、そのような確率論を基準にする原子力又は放射線の防護対策は全く無い。あくまでも、深層防護の第1、2、3、4層の対策を行った後の、必要と思われる対策で、対策のできる放射線被ばく量もかなり大きく成っている。

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」は福島の過酷事故の発生時の放射線量の記録値を参考にして、放射線被ばく量を決定しており、IAEAの規制値よりもかなり低く設定されている。そして、セシウム137の放散量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度は、100万年に1回程度を目標とは全く関係が無い。

佐賀県の原子力防災担当者がIAEAの深層防護の第4層と第5層の事まで良く理解して、玄海原発の再稼働の決定時に再稼働を許すのかどうかを判断しないと、大変な事になるような気がする。

6. 日本の原子力災害対策指針における即時の避難を要する基準（OIL1 相当）の決定の経緯

今の日本の法律体系では、原発に過酷事故が発生した時の避難計画の責任は、各住民が住居する各県庁の責任と思われ、各県庁はそれぞれ「地域防災計画・原子力災害対策」を策定しているようだ。佐賀県、鹿児島県、愛媛県などの「地域防災計画・原子力災害対策」を読んでみると、ほとんどその計画は、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を元に作成されているようだ。この「原子力災害対策指針」の策定は、原子力規制委員会の「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」で行われたようだ。

https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/pre_taisaku/index.html

この専門委員会の委員は

原子力規制委員会、委員 中村 佳代子、委員 更田 豊志

独立行政法人日本原子力研究開発機構、安全研究センター長 本間 俊充、安全研究センター研究主席 渡邊 憲夫

独立行政法人放射線医学総合研究所、緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部、障害診断室室長 立崎 英夫

青森県原子力センター、所長 木村 秀樹

高エネルギー加速器研究機構、教授 榎本 和義

藤田保健衛生大学、客員教授 下 道國

独立行政法人原子力安全基盤機構、緊急事態対策部長 齊藤 実

緊急事態対策部審議役 宮木 和美、原子力安全システム安全部次長 梶本 光廣

原子力規制庁、原子力地域安全総括官 黒木 慶英、緊急事態対策監 安井 正也、原子力防災課長 金子 修一、監視情報課長 室石 泰弘

であり、放射線防護学の専門家と、原発設備の専門家が合同で審議を行ったようだ。

座長は、放射線防護学が専門の中村佳代子原子力規制委員会委員だ。

平成24年11月22日の「原子力災害事前対策等に関する検討チーム第1回会合」からの議事録と会議資料を読んでいくと、「原子力災害対策指針」制定の経緯が良く分かる。

「資料2 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準等について」

<論点メモ>

『(1) 基本的考え方

○「原子力災害対策指針」で示したとおり、原子力災害においては、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響をできるだけ抑えるため、住民等の被ばく防護措置を適切かつ迅速に講じなければならない。

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故での急速な事故進展の教訓等を踏まえれば、放射性物質の放出開始前からでも緊急事態を察知して避難等の予防的防護措置を講じることが必要であり、さらに、放射性物質が放出された場合には変化する放射線の影響に応じて必要な防護措置を迅速に講じていくことが必要となる。

○このような防護措置の実施を可能とするためには、まず、確定的影響及び確率的影響を避けるために防護措置が講じられるべき被ばく線量を「包括的判断基準 (Generic Criteria)」として定める必要がある。

○あわせて、緊急事態に対する認識を関係者間で共通できるよう、原子力施設の状態やそれに応じた被ばくリスク等を基礎にした「緊急事態区分」を設けることが求められる。

○その上で、包括的判断基準や緊急事態区分を踏まえた防護措置が適切に講じられるよう、運用上の判断基準を観測可能な現象や数値等により定める必要がある。具体的には、主に予防的防護措置の実施に用いるため、緊急事態の区分決定のための基準となる「EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)」を、緊急時に想定される原子力施設の状態として定めることが必要である。また、主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準と

なる「OIL (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル) 」を、緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定めることが必要である。』と基本的な方針が述べられている。

7. 「原子力災害対策指針」は原発からの放射性物質飛散量を I A E A の 5 層目の放散量基準より低下させている

I A E A の安全基準は、深層防護の第 4 層目の安全対策を厳しくしながら、第 5 層目の I A E A の 5 層目の放散量基準も P A Z 圏内で、O I L 1 において最大は $1000 \mu S v / h$ と見積もっている。

ところが、原子力規制委員会は平成 25 年 1 月 21 日の第 6 回原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて「防護措置の実施の判断基準 (OIL: 運用上の介入レベル) の設定 (案) 平成 25 年 1 月 21 日」で

<https://www.nsr.go.jp/data/000050010.pdf>

福島第一原発の実績調査を参考にして、放散量基準も P A Z 圏内で、最大は $500 \mu S v / h$ と見積もっている。

I A E A の安全基準は、フィルター付きベントの取り付け等、第 4 層の防護対策を厳しく行いながらも、最大は $1000 \mu S v$ になることはあるとして、第 5 層の防護対策を規定している。

ところが、日本の新規制基準では、加圧水型原子炉にはフィルター付きベントの設置を 5 年間猶予としたり、水蒸気爆発対策を全く規制せずに、福島の実績だからと言って、O I L 1 を最大は $500 \mu S v / h$ としている。

そして、「原子力災害対策指針」は O I L 1 を最大は $500 \mu S v / h$ と規定されており、鹿児島県や佐賀県、愛媛県も「地域防災計画、原子力災害対策」では、その数値が採用されている。

それから、平成 26 年 10 月 2 日の第 8 回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合の時、「原子力規制委員会が作成した、資料 3 緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」を提出し、

<https://www.nsr.go.jp/data/000050020.pdf>

『本試算では、セシウム 137 が 100 テラベクレル、その他核種がセシウム 137 と同じ割合で換算された量、さらに希ガス類が全量、環境中に放出されるような仮想的な事故を想定した。この想定は、東電福島第一原発事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性を審査する上で「想定する格納容器破損モードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBq を下回っていることを確認する」(注)とされていることを踏まえて設定したものである。なお、本試算はこれ以上の規模の事故が起こらないことを意味しているものではない。』という試算を持ち出して、この委員会で論議を行っている。

議事録を読むと、原子力規制委員会が、新規制基準への適合性を審査する上で「想定する格納容器破損モードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBq を下回っていることを確認する」と後付で目標値を追加したことや、『実際に今、規制委員会のほうで適合性審査が行

われました川内の1・2号につきましては、同じような条件の場合の放出量は5.6テラということで、100テラよりは桁違いに低い状態であるということ。それから、計算上で80万kWeの出力のものということで申し上げましたけれども、今申し上げたような、実際は5.6テラとか、非常に桁違いに小さい値ですので、炉出力を大きくした場合でも、このグラフの傾向は変わらないということが言えると思います。』と原子力規制庁担当官が説明し、論議が行われている。

この第8回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合では、「原子力災害対策指針」のOIL1を最大は500 μ Sv/hを変更する結論は全く無いが、原子力規制庁担当官は『今、関係自治体で地域の防災計画の策定というのが進んでおるんでございますけれども、その策定づくりが結構難渋をしていると。特に5km～30km圏のUPZといわれる領域で、一斉避難とか、そういうふうな考え方で捉えられているような自治体もございまして、それに対して、委員会のほうから一つの考え方を、合理的な計画をつくる上でと、そういう趣旨で出されたものでございます。実際の原子力災害の様態というのは、事故の規模、それに事故の進展の状況によって多様であることから、その状況に応じて柔軟かつ適切な対応が求められる』ということの説明し、避難計画を各自治体が作成するのが困難なので、規制値を緩くしたいとの意見が表明されている。

8. 九州電力と原子力規制委員会はIAEAの深層防護の第5層の安全基準を無視した九州電力データブック 2014 別冊 19 に添付資料のような、川内原発の重大事故時等の対策の有効性の説明が掲載されている。

この資料は、IAEAの深層防護の第5層の安全基準を参考にして、原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合が作成した、「原子力災害対策指針」の安全基準が厳しすぎて、原発立地の県庁や原発立地の市町村が「地域防災計画、原子力災害対策」を作成しているが、実効性がある避難計画が作成できなくて、困難に直面しているので、それを救済するために、原子力規制委員会が「原発の過酷事故発生の確率目標値」を後から持ち出して、「原子力災害対策指針」の規制値を緩和するために作成された新しい安全神話である。

海外の原発の安全基準にも、「原発の過酷事故発生の確率目標値」はある。それは、原発の事故の発生確率を計算し、できるだけ原発の過酷事故の発生を少なくするための対策を建てるための努力目標値である。

しかし、この努力目標値は、IAEAの深層防護の第4層の安全対策を最大現に努力した場合に求められた数値である。ところが、日本の新規制基準は、IAEAの深層防護の第4層の安全対策はほとんど行わず、努力目標数値のみを海外の努力目標数値に合わせたにすぎない。

また、IAEAの深層防護の第5層の安全基準は、「原発の過酷事故発生の確率目標値」とは全く関係が無い。

しかし、原子力規制委員会は、「原発の過酷事故発生の確率目標値」から「原子力災害対策指針」の規制値を緩くしようと画策している。

そして、九州電力の資料は、既に緩い基準を先取りしている。

この資料をよく見ると、川内原発に過酷事故が発生し、メルトダウンが発生しても、フィルター付きベントもありませんので、フィルター付きベントからの放射性物質の放出も無い。メルトダウンで発生した放射性物質は、既存の空気浄化設備で減量して、排気塔から屋外に排出するので、（7日間で5.6テラベクレル／1基）しか排出しませんとなっている。

IAEAの深層防護の第4層の事を検討すれば、有り得ないような想定がいまの日本では堂々とまかり通っている事には、驚く。

3 重大事故の発生に備え新設した主な対策

3-7 重大事故時等の対策の有効性

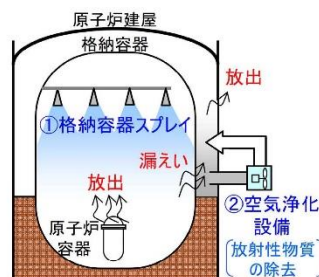
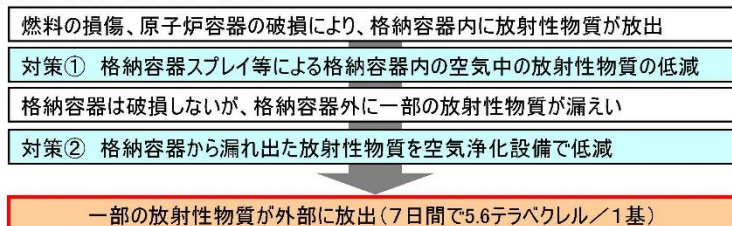
新たな設備や対策により、放射性物質の放出量は新規規制基準の制限値を大幅に下回ることが原子力規制委員会によって確認されました

- 新たに設置した設備や対策により、最も厳しい重大事故(炉心溶融が早く、格納容器内の圧力が高く推移するケース)^{※1}が発生した場合でも格納容器は破損せず、放射性物質(セシウム137)の放出量は、7日間で1基あたり5.6テラベクレル(TBq)^{※2}になることを評価し、原子力規制委員会によって確認されました
- この放出量は、新規規制基準の制限値100テラベクレルの約18分の1の水準です

※1 全ての交流電源がなくなるとともに、原子炉の冷却水が配管の破断により大量に漏れ出る事故事象

※2 1テラベクレル=1兆ベクレル、ベクレルの解説についてはP23参照

〔放射性物質の放出量の低減〕



放射性物質の放出量の比較	新規規制基準の制限値 (1基あたり)	約100TBq
	川内1、2号機の評価値 (1基あたり)	5.6TBq 約18分の1
[参考] 福島第一原子力発電所事故 (全体)	約10,000TBq ^{※3}	

※3 東京電力による評価

九州電力データブック2014別冊 19